

議案第 3号

地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
の制定について

地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を、別紙の
とおり制定する。

令和2年2月26日提出

加西市長 西村 和 平

地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(加西市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 加西市病院事業の設置等に関する条例(昭和42年加西市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

(加西市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 加西市水道事業の設置等に関する条例(昭和42年加西市条例第86号)の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

(加西市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 加西市下水道事業の設置等に関する条例(平成13年加西市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(審議資料)

地方自治法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 54 号）が平成 29 年 6 月 9 日に公布され、令和 2 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、地方自治法を引用する複数の条例に条ずれが生じたため、所要の改正を行うもの。